

子育てサークル交流会へのお誘い

☎ 保健女性センター 64-8994

と き 3月2日(金) 9:30~11:30
と ころ 保健女性センター
内 容 意見・情報(サークル活動の状況や悩み)の交換など
対 象 市内で活動している子育てサークルのリーダーまたは子育てサークル活動に興味のある人
申し込み 2月23日までに電話で保健女性センターへ
※託児あります。希望者は予約してください。

ぜんそく児水泳教室生徒募集

☎ 保健女性センター 64-8991

と き 4月~7月の毎週水曜日 18:00~20:00
と ころ 温水プール
対 象 平成元年4月2日~平成8年4月1日に生まれた、市内在住の気管支ぜんそくの児童(主治医の診断書と保護者の送迎・見学が必要)
定 員 80人(応募者多数の場合は抽せん)
申し込み 2月28日までに、はがきに郵便番号、住所、参加児童名、生年月日、電話番号、保護者名、ぜんそく児水泳教室と書いて、〒416-8558 保健女性センター管理担当へ

児童手当振り込みのお知らせ

児童手当の2月期(10月~1月分)を2月9日に受給者の口座に振り込みます。ご確認ください。

☎ 児童福祉課 内線 2328

こころのボランティア講座

☎ 生きがい福祉課 内線 2323

と き 2月21日(水)・28日(水)、3月7日(水)・14日(水) 13:30~16:00(2月21日~3月14日の間に1日実習)
と ころ 保健女性センター
対 象 精神障害者ボランティア活動に関心がある人
定 員 30人(先着順)
受講料 無料(ボランティア保険未加入者は300円が必要)
申し込み 2月20日までに電話で富士保健所へ ☎65-2155

社会福祉協議会のモニターを募集します

☎ 社会福祉協議会 64-6600

施設見学、会議、モニター通信などを通じて社会福祉協議会の活動にご意見をいただくモニターを募集します。
対 象 市内に住んでいる満20歳以上で、公務員、地方公共団体の議員などの公務に携わっていない人
定 員 20人 謝礼 年間1万円
任 期 4月1日~平成15年3月31日
申し込み 3月10日までにはがきに住所、氏名、年齢、職業、電話番号、性別、応募の動機を書いて、〒416-8558 富士市社会福祉協議会「社協モニター係」へ

固定資産課税台帳の縦覧

と き 3月1日(木)~21日(水)(土・日曜日、祝日は除く) 8:30~17:15
と ころ 市役所3階資産税課
☎ 資産税課 内線 2390

産休・育休明けによる児童の保育園入園予約

☎ 児童福祉課 内線 2330

産後休暇、育児休業を受ける人を対象に、その休暇が明けて平成13年度中に職場復帰するとき、家庭で保育できない児童の入園予約を受け付けます。詳しくは、児童福祉課または各保育園にある案内をごらんください。
受付期間 3月1日(木)~9日(金)
受付場所 市役所3階児童福祉課
持ち物 保育所入所申込書・就労証明書(児童福祉課、各保育園で配付)、母子手帳など

ぜんそく健康相談

☎ 保健女性センター 64-8991

健康づくりを支援するため、ぜんそくなどの呼吸器疾患の悩みについて、医師や保健婦、栄養士が相談に応じます。
気軽にご相談ください。
と き 3月13日(火) 13:15~13:45
と ころ 保健女性センター
申し込み 電話で保健女性センターへ

建設業の経営事項審査説明会

☎ 管財課 内線 2786

平成13年度経営事項審査の申請手続などについての説明会を開催します。
と き 3月6日(火) ●1月~6月決算法人対象 9:30~ ●7月~12月決算法人及び個人事業者対象 13:30~
と ころ 県富士総合庁舎
問い合わせ 県土木部建設業室許可係 ☎054-221-3058

環境シリーズ No.32 環境基本条例 『市、市民、事業者の責務について』

富士市環境基本条例(P6参照)の中で規定された市、市民、事業者の責務について紹介します。

市の責務(第4条)

①環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定、実施すること、
②市も大規模な事業者の一つであることから、公共事業及びその他の事務事業に関して環境保全の取り組みを率先して実行すること、が規定されています。

市民の責務(第5条)

今日の環境問題の多くが市民の日常生活に伴って生ずる環境への負荷を原因としており、その解決のためには市民一人一人の積極的な取り組みが極めて重要であることから、①日常生活での環境への負荷の軽減に努めること、②広く環境の保全及び創造に努めるとともに、市の行う施策に積極的に協力すること、が規定されています。

事業者の責務(第6条)

事業活動のすべての段階において、環境の保全及び創造に配慮することが規定されています。具体的には、①公害の防止や自然環境の適正な保全を行うこと、

②製品などが廃棄物になったときに適切な処理が図られるように必要な措置を講ずること、③製品などが使用または廃棄されることによる環境への負荷の軽減に努めるとともに、原材料などの利用にまでさかのぼって環境への負荷の軽減に努めること、④事業者が広く環境の保全及び創造にみずから努めるとともに、市の行う施策に積極的に協力すること、が規定されています。

なお、条例全文については、各公民館及び環境保全課にあります。

問い合わせ 環境保全課 内線2074